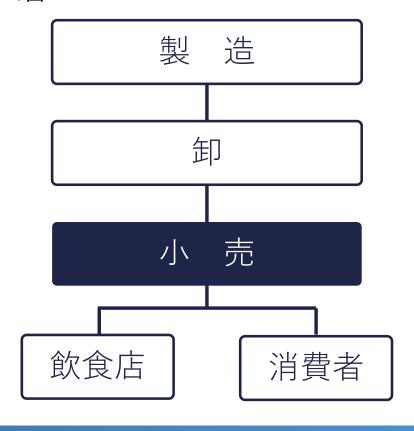
"最後の砦" 酒類小売販売場の立場から

全国小売酒販組合中央会 副会長 渋木 昭仁

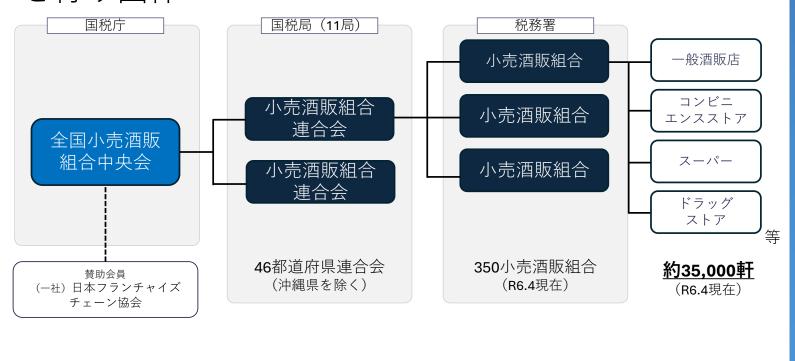
小売酒販組合について

酒類業 生販三層



全国小売酒販組合中央会について

- ■昭和28年設立
- ■酒類業組合法に基づく酒類小売業唯一の公益的活動 を行う団体





20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーン

20歳未満の者の飲酒防止、飲酒運転撲滅を地域の皆様へ直接訴えかける活動



20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーン

- ・平成21(2009)年以降、毎年開催(今年で17回目)
- 全国約200箇所、約7,000名が参加 (組合関係者、国税局、税務署、警察、中学生、高校生他)



• 後援



・協賛

酒類業中央団体連絡協議会/(一社)日本フランチャイズチェーン協会/日本チェーンストア協会/(一社)日本ボランタリーチェーン協会/(一社)全国スーパーマーケット協会/(一社)チェーンドラッグストア協会/全国酒販協同組合連合会/全国酒販生活協同組合/全国小売酒販青年協議会

20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーン

- ・改正道路交通法が施行により自転車の「酒気帯び運転」が新たに罰則対象になった。
- 令和7 (2025) 年度キャンペーンでは、自転車の 飲酒運転についても注意を呼びかける。







酒類販売管理研修

酒類小売販売場における酒類の 適正な販売管理の確保を図る



議員立法による酒類販売管理研修の 受講義務化

平成15年 酒類販売管理研修制度 開始 平成28年5月「アルコール健康障害対策基本計画 (第1期) | 平成28年5月 改正酒税法等成立(議員立法) 平成29年6月 施行 →酒類販売管理研修受講義務化 (要 3年毎の再受講) 概ね 27% 100% 平成29年6月~ 酒類販売管理研修 受講義務化

【ご参考】

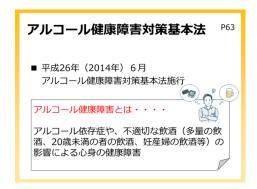
アルコール健康障害対策推進基本計画 (第1期、第2期)

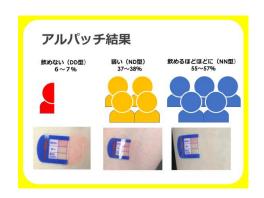
(3) 販売

○酒類業者に対し、20歳未満の者への販売の禁止の周知を徹底するとともに、 酒類の特殊性とリスクについての知識の習得を含め、適正な販売管理の確保 が図られるよう、酒類販売管理研修の定期的な受講を引き続き強く促す。 なお、酒類業者には、致酔性、依存性等の酒類の特殊性を踏まえた販売価格 を設定することが望まれる。

酒類販売管理研修 概要







- すべての酒類小売販売場(約15万場)に選任する必要がある酒類販売管理者のための法定研修
- 酒税法、二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律、 (年齢確認の徹底等)アルコール健康障害対策基本法、 道路交通法等について講義
- •初回は約3時間(再受講は2時間)

酒類販売管理研修(eラーニング研修)

- 令和6 (2024) 年8月より、一部地域にてインターネット環境があれば、24時間・365日酒類販売管理研修を受講することができるeラーニング研修を実施
 - →離島や遠隔地の方、急な異動等により速やかな 受講が必要な方の受け皿としての役割を果たす



酒類小売販売場の現状と課題

酒類の公正取引

アルコール健康障害対策推進基本計画 (第1期、第2期)

(3) 販売

○酒類業者に対し、20歳未満の者への販売の禁止の周知を徹底するとともに、 酒類の特殊性とリスクについての知識の習得を含め、適正な販売管理の確保 が図られるよう、酒類販売管理研修の定期的な受講を引き続き強く促す。 なお、酒類業者には、致酔性、依存性等の酒類の特殊性を踏まえた販売価格 を設定することが望まれる。

2010年 WHO世界戦略 政策オプションと介入策

領域7 価格設定政策

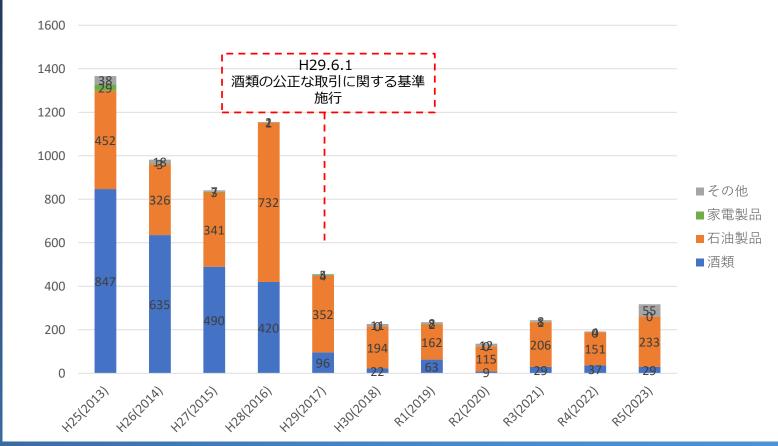
効果的な課税システムの確立/定期的な価格の見直し/価格合戦による販売促進、割引販売、原価割れ販売、飲み放題、その他のタイプの大量販売を禁止/最低価格の設定 等

大量飲酒者や若者を含む消費者は、アルコール飲料の価格変動に敏感である。価格設定政策を生かせば、未成年の飲酒を減少させ、大量飲酒への進行、あるいは大量飲酒につながる症状の発現を食い止め、消費者の嗜好に影響を及ぼすことができる。

<u>アルコール飲料の値上げは、アルコールの有害使用を減少させる最</u> <u>も効果的な介入策の一つである。</u>

酒類の不当廉売の状況

• 公正取引委員会不当廉売事案の注意件数の推移



議員立法による「酒類の公正な取引の基準」 の策定・施行

平成18年 国税庁「酒類の公正な取引のための指針」

公表

平成28年 改正酒税法等成立(議員立法)

平成29年6月 施行

→「酒類の公正な取引の基準」施行 (5年毎に見直しを図る)

以下の行為の禁止

- ① 正当な理由なく、酒類を総販売原価を下回る価格で継続して販売すること
- ② 自己又は他の酒類事業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引をすること

「酒類の公正な取引に関する基準」に基づく指示件数

• 国税庁 「酒類の公正な取引に関する基準」に基づく 指示件数(令和4事務年度)

調査対象者		調査件数								
の業態等				指示件数	内	厳重指導の件数		内 指導件数	内 違反なし件数	
小売業者	114	(116)	2	(1)		4	(4)	105 (105)	3 (6)	
卸売業者	16	(21)	0	(1)		0	(2)	16 (18)	0 (0)	
製造業者	10	(10)	0	(0)		0	(0)	9 (10)	1 (0)	
合 言	† 140	(147)	2	(2)		4	(6)	130 (133)	4 (6)	

⁽注) 1 複数の販売場を持つ酒類業者に対し、同時に2販売場以上の調査を行った場合であっても1件と数えている。

² 各欄のかっこ書の数字は、令和3事務年度分(令和3年7月~令和4年6月)の件数である。

課題①価格設定政策

「価格設定政策」

- ・「酒類の公正な取引の基準」や独占禁止法(不当 廉売)等の公正取引のルールが遵守されている か?
- ・厳格運用がなされているか?

無人レジ、完全無人店舗の出現

- 省人化・省力化の手段、デジタル化の中で、マイナンバーカードや運転免許証を用いた年齢確認による無人レジや無人店舗での酒類の販売を行う事業者が出現。
- 経済団体より「完全無人店舗における酒類販売時の デジタル技術活用に係る要件明確化」の要望も。



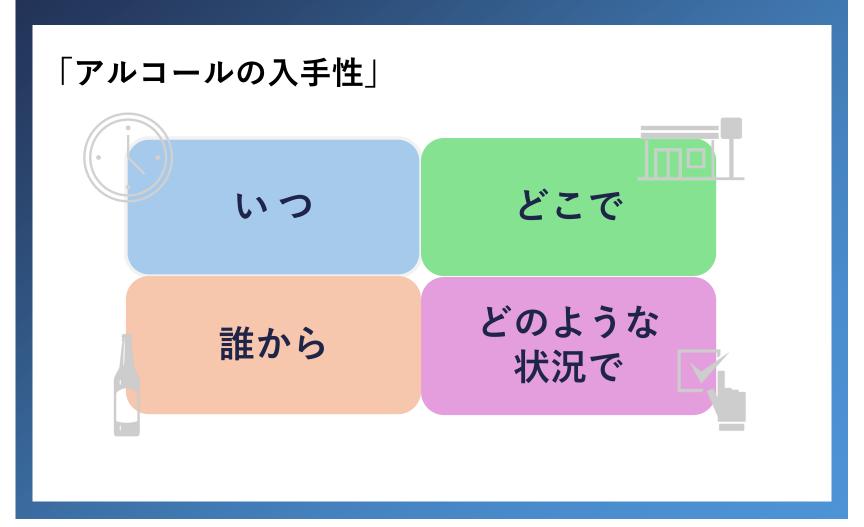


無人レジ、完全無人店舗の出現

【全国小売酒販組合中央会の考え】

- 20歳未満飲酒防止やアルコール健康障害対策基本法 (第6条"事業者はアルコール健康障害の発生、進 行及び再発の防止に配慮する")の観点から、<u>無人店</u> **舗は酒類販売に適さない。**
- ・当会では、平成28年度より「酒税制度等に関する要望書」において、無人レジや無人店舗での酒類の販売禁止を強く訴えている。

課題②アルコールの入手性



真の消費者、国民の利益のために 取組んでまいります。

ありがとうございました。